

Ti 購入条件

両当事者が、本発注書に基づいて提供される商品、サービスまたは作品の購入を規定する契約を締結した場合、当該契約は、当該契約が別段の指示をしない限り、本購入条件と矛盾する範囲で、本購入条件を補足するものとする。両当事者がそのような契約を締結していない場合、本発注書を受諾し、本契約に基づいて履行することにより、売り手は本文書に記載されている購入条件を完全に遵守することに同意する。この発注書を受諾は、明示的にこの発注書の条件に限定され、いかなる状況下でも売り手の条件は適用されない。TI による本発注書に基づいて提供される商品、サービス、または作業の受諾を含む TI の行為は、売主の条件に対する合意を構成しないものとする。売り手は予約の下で出荷することはできない。「TI」とは、テキサス・インスツルメンツ・コーポレーションおよびTexas Instruments Incorporatedによって直接または間接的に 50%以上所有、支配されている事業体(「TI 子会社」)をいう。

1. 変更点

この発注書の条件の変更、修正、放棄、追加または修正は、TI の 正当な権限を有する 代表者が署名した書面による場合に限り、TI を拘束するものとする。

2. 準拠法

- a) Texas Instruments Incorporated および附属書 I に記載されていない他の TI 子会社については、抵触 法の原則に関係なく、本規約および本発注書に基づいて行われる購入の有効性、解釈および履行は、テキサス州の法律に準拠するものとする。本契約の条項によって変更されない場合、テキサス州の 統一 商法第 2 条の規定が この取引に適用される。本発注書に起因または関連する紛争が生じた場合、両当事者は テキサス州ダラス郡にある州裁判所および連邦裁判所の専属管轄権に従う。上記にかかわらず、いかなる判決も、米国又は外国の裁判所において執行されることができ、TI は、米国の外国の裁判所において差止命令による救済を求めることができる。
- b) その他の TI 子会社については、適用される準拠法および本規約の履行のための場所、および当該 TI 子会社による本発注書に基づく購入は、附属書 I に定める表に示すとおりとする。
- c) 国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン条約)は放棄されたものとみなされ、当事者間の紛争には適用されない。

3. 法の遵守

売主は、適用されるすべての連邦、州、地方自治体および地域の法律、命令および規制を常に遵守することに同意する。TI は、売主が、売主 のサプライヤ基盤の中で、法律の認識、理解、遵守を促進することを期待する。TI から要求された場合、売主は TI が 要求するような形式で、適用法の遵守を適時に証明することに同意する。

4. 倫理的行動

- (a) 売主は、製品を提供し、最高の倫理基準に基づいてサービスを実行することに同意する。売主は、倫理的な慣行に従事し、利益相反、TI に対する当惑、または TI の評判を損なうような活動を行わないようにするサプライヤーおよびパートナーを選定する。売主は、(a)企業の記録保持における透明性と正確性を維持し、(b)競争的データ、専有情報およびその他の知的財産を取り扱う際に合法的かつ誠実に行動する。

売主は、米国海外腐敗行為防止法および売主が事業を展開している国の同様の法律および規制を含むがこれらに限定されない、すべての適用される腐敗行為防止法を遵守することを保証する。売主は、事業を獲得または維持するために、政府職員またはその家族に対して、直接的または間接的に支払いを申し出たり、支払いを行ったり、価値のあるものを提供したりしてはならない。売主は、本 注文書の履行において、売主がそのような禁止された支払いを行わないこと、また行わないことを保証する。TI は、売主に対する支払いから、売主が禁止している支払いの金額に相当する金額を差し引くことができる。売主が本項に違反した場合、TI は直ちにあらゆる発注書を終了することができる重大な違反となる。「官僚」とは、政府(連邦、州、地方政府および国政府を含む)、政府部門、機関、法人(国有または管理対象団体を含む)、公的な国際組織、または政党の役人または政治職候補者の役員または職員、または公的な職務を代行する者をいう。

5. サプライチェーンの責任

- (a) 売主は、<https://www.ti.com/about-ti/suppliers/supplier-overview.html> に掲載されている TI のサプライチェーン責任要件を遵守することに同意する。この要件は定期的に更新される場合がある。要求された場合、売主は、サプライチェーン責任慣行に関する年次自己評価アンケートに記入し、検証のために必要な要求された監査を遵守することに同意する。

- (b) 売主は、売主の温室効果ガス(GHG)排出削減の目標または目標、直近の GHG 排出削減目標または目標の進捗状況、スコープ 1、スコープ 2（所在地ベースおよび市場ベースの両方）、および適用されるスコープ 3 のカテゴリに関する年次（前年暦年）の GHG 排出データを記載した具体的な情報を TI に書面で提供するものとする。かかる特定の情報は、TI または適用法によって指定された日に提供されなければならない。

6. 労働者の反差別と人道的待遇

- a. 売主は仕事をする能力に基づいて労働者を雇用し、個人的な特性や信念に基づいてではない。
- b. 売主は、非免除従業員に必要な残業時間を含め、残業が非人道的な労働条件を生み出さないように業務を管理することを含め、安全で健康的かつ公正な労働環境を運営する。売主は、適用される法律の下で少なくとも法定最低賃金を労働者に支払う。売主は、法律で特に禁止されていない限り、労働者が自ら選択した団体に自由に加入し、又は加入を控えることを保証する。
- c. TI は機会均等雇用主であり、連邦の請負業者または下請業者である。したがって、適用される範囲において、売主は、米国において 41 CFR 60-300.5(a) および 41 CFR 60-741.5(a) の要件を遵守し、これらの法律が参照により本契約に組み込まれることに同意する。これらの規則は、保護された退役軍人または障害者としての地位に基づいて資格のある個人に対する差別を禁止している。さらに、これらの規制は、対象となる元請負業者および下請け業者が雇用を促進し、その他の方法で、すべての雇用慣行において、保護された退役軍人または障害に基づく差別なしに資格のある個人を扱うための積極的な行動をとることを要求している。売主はまた、該当する場合には、連邦労働法に基づく従業員の権利の通知に関連する大統領令 13496（29 CFR Part 471, Appendix A to Subpart A）の要件を遵守することに同意する。

7. 情報の保護

- a. いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意なしに、この注文書の存在または条件、または当事者の関係について、公表またはその他の開示（注文書が米国政府の契約または下請契約番号を参照している場合を除く）を行わない。TI が書面で明示的に同意しない限り、本発注書のいかなる内容も、明示的または黙示的に売主に権利を付与、譲渡、または付与するものと解釈されない。(i) TI の知的財産または権利、(ii) マーケティング資料、ウェブサイト、プレゼンテーション、プレスリリース、その他のメディア形式で TI の商標、商号、名称またはロゴを使用すること。本規定は、本発注書の満了、終了、またはキャンセル後も存続する。
- b. 売主が TI に開示することができる知識または情報は、機密情報とはみなされず、その使用または開示に関する制限から解放されるものとする。ただし、TI が、かかる情報に関する TI の義務を定義する正式な契約書に従って売主から機密情報を受け入れることに同意していなければならない。売主は、発注書に基づく義務の履行において売主または売主の担当者（以下の 8(a) に定義される）（TI、その子会社または請負業者からか、TI を通じてかを問わず）が受領、観察、またはアクセスしたすべての TI および第三者情報が、TI の機密情報（総称して「機密情報」）であることを認め、同意する。売主は、(i) 注文書に基づく義務を履行する目的以外で秘密情報を使用しないこと、または (ii) 注文書に基づく売主の義務を履行するために情報を厳密に知る必要がある第三者を除き、第三者に秘密情報を開示しないこと。本契約に定める義務と同様に、TI の秘密情報を保護する秘密情報に関する秘密保持義務。秘密情報には、(a) 秘密保持義務なしに売主に既に知られていた情報を含まないものとする。(B) 売主の過失なしに公に知られているか、または公知の問題となる。(C) 秘密保持義務なしに売主が正当に受領したもの、または (D) 秘密情報へのアクセスなしに売主が独自に開発したもの。
- c. 売主は、特定または特定可能な自然人に関する情報（「個人データ」）を収集、処理、および/または使用する場合、適用されるすべてのデータ保護またはプライバシー法規制に準拠し、必要に応じて個人データを保護するための技術的、組織的および物理的なセキュリティ対策を実施、維持、継続的に管理および更新することに同意する。売主は、すべての個人データを秘密にし、TI の書面による事前の同意なしに、TI の利益のために本発注書に基づくサービスを実施する以外の目的で個人データを使用しない。売主は、TI の書面による事前の承認なしに、いかなる第三者にも個人データを譲渡しない。売主は、個人データの違反または違反の疑いがあること、または売主が気付いた個人データおよび/または TI のビジネスシステムの損失または不正使用、開示、取得、またはアクセスについて、書面で TI に速やかに通知することに同意する。売主は、TI に影響を与えるサイバーセキュリティ・インシデントを TI (cybersecurity@ti.com) に報告するものとする。
- d. 売主の知る限り、(i) 売主の情報技術、コンピュータシステム、ネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア、データ、企業秘密または機器。および (ii) 売主は、データのプライバシーおよびセキュリティまたは個人データに関する適用されるすべての法律、規制、契約上の義務、および TI の内部ポリシーを現在遵守している。売主は、TI の選択により、TI の指示に従って、TI の要請から 30 日以内または本発注書の終了時に、TI に返却し（移植性を高める標準形式で）、TI の指示に従って、すべての個人データ（そのコピーを含む）を安全に削除/破棄し、TI に書面で証明するものとする。売主は、適用される法令に基づき、売主によるより長い保管が必要な場合、個人データのすべてのコピーを削除または破棄する義務を負わない。その場合、売主は、それに応じて TI に通知しなければならない。これには、さらなる保管の法的根拠および期間についても含まれる。

8. 補償

- A. 売主は、TI、その役員、取締役、従業員、代理人、子会社、関連会社、下請業者、承継者および譲受人（総称して「被補償者」）、あらゆる請求、訴訟原因、訴訟、要求、手続、損失、判決、損害、罰則、罰金、(i) 売主、その従業員、請負業者、代理店、または関連会社（総称して「売主要員」）の過失、重大な過失、または故意の不正行為（売主または売主担当者による明示または黙示の保証違反、または適用される法律に従うこと。 (iv) 売主または売主担当者から TI に提供された商品、ソフトウェア、成果物、作業製品、または売主または売主 担当者が TI にサービスを提供するために使用する技術、ソフトウェア、装置が第三者の知的財産権を侵害し、第三者から不正に流用された、または 人身傷害を被ったという請求売主、売主担当者が提供する製品またはサービスによって引き起こされた死亡または財産の損害、または売主または売主担当者の行為または不作為（総称して「責任」）。売主による侵害または不正使用の請求に対する売主の補償は、売主によって承認されていない TI による商品、ソフトウェアまたは成果物の変更から侵害または不正使用が発生する範囲には適用されないが、そのような変更については、商品、ソフトウェアまたは成果物が侵害されない。本契約に基づく売主の義務は、労働者災害補償法、障害給付法またはその他の従業員給付法に基づいて支払われる損害、補償または給付金の額または種類に制限されない。
- b. 本第 8 条に基づく請求が発生した場合、TI は、(i) 売主に請求の通知を行い、(ii) 売主が売主の費用で請求の防御および管理を行うことを許可し、(iii) 売主が 請求を防御するために合理的に利用可能で、売主の費用負担で売主に必要な情報および支援を提供する。さらに、各当事者は、請求に関連してかかる当事者が受領または作成した第三者からの書面による通知および通信のコピーを他の当事者に提供する。TI は、自己の費用負担および選択した弁護士とともに、かかる請求の弁護に参加する権利を有する。TI は、自らの選択により、自ら選択した弁護士を通じて、当該請求の弁護を指揮することができる。売主は、被補償者の書面による事前の同意なしに、被補償者に請求の全部または一部に対する責任を譲渡する請求、または被補償者にすべての請求の完全かつ取消不能な解放を提供しない請求を解決または妥協しない。
- c. 売主から TI に提供される物品または作業製品が第三者の知的財産、商標またはサービスマーク権の侵害および/または不正流用の請求の対象となる可能性がある場合、売主は自己の費用負担において、TI が当該物品または作業製品を継続して使用する権利を取得するものとする。売主がそのような権利を調達できない場合、売主は自らの選択により、商品または作業製品を侵害しないように修正し、かつ/または不正流用の請求を回避するか、機能的に同等の商品または作業製品を侵害しない機能的に同等の商品または作業製品と置き換え、および/または不正流用の請求を回避するものとする。

9. 保険

売主は、売主 の下請け業者に対し、 保険会社から 有効な保険適用範囲を確保し、TI が認める金額を維持することを要求するものとする。これには 商業一般責任(CGL)保険、自動車責任保険、使用 者責任保険、米国労働者災害法、または売主が事業を展開する法域における雇用の結果として従業員に被った傷害や疾病に対する雇用主の義務に対処する同様の法令が含まれる。

10. 商品及び役務の検査及び確認

- a. 売主は、TI および TI の顧客（または、この発注書が米国政府の契約または下請契約番号を参照している場合は政府の代表者）が、売主の 施設の生産段階において、この発注書に基づいて提供される商品およびサービスの品質を検証することを許可することに同意する。検証は、売主の施設および品質プログラムの物理的評価または監視、および/または供給源検査で構成されることがある。そのような検証の間に特定された欠陥は、可能な限り迅速な方法で売主によって修正されなければならない、TI によって検証されることがある。売主は、そのような検証に従事する人員の安全と便宜のために、すべての合理的な設備と援助を提供しなければならない。売主は、本契約に基づき、売主が適切に行う各下請契約にも、同様の効果を含めるものとする。ここに記載されているように TI または TI の顧客が実施した検査は、製品およびサービスの受諾を意味するものではなく、また、 欠陥を示すまたは発生する材料を売主に返却する TI の権利を放棄するものでもない。
- b. TI が発行する発注書に別段の定めがない限り、売主は、 使用する製造プロセスが、 発注書に適用される図面、仕様、技術の変更、および追加要件の技術要件を満たしていることを確認するものとする。売主は、 技術要件を満たしていることを確認するのに十分な適切な検査測定またはテストシステムを維持するものとする。さらに、TI の要請に応じて、売主は、当該検査測定またはテストシステムが実装され、稼働していることを示す客観的な証拠を提供しなければならない。
- c. 売主は、 テキサス・インスツルメンツの サプライヤー向け一般品質ガイドラインを遵守すること。

11. 受け入れと保証

- a. 受諾。本書に別段の定めがない限り、TI による材料の受諾は、この発注書に指定された TI 施設に到着し、TI による合理的な検査および/またはレビューを経た後まで行われ不得。TI が拒否した商品は、売主の費用で売主に返品し、購入価格の全額を控除することができる。検査およびレビューは、TI の選択により、統計的サンプリングに基づいて実施することができる。そのようなサンプリングによって明らかにされた欠陥に基づいてロット全体を拒絶することができる。TI の選択により、拒否されたロットは、交換またはクレジットのために売主に返却されるか、または売主が支払うそのようなスクリーニングの費用とともに TI が 100%スクリーニングする。製品の受領時に TI で実施される検査および/またはレビューは条件付き受諾であり、最終製品の設置またはテスト中またはテスト後に欠陥を示したり、欠陥を生じたりした材料を売主に返却する TI の権利を放棄してはならない。
- b. 商品。売主は、 (i) TI が提供する、または本発注書で参照される要件、仕様、図面、サンプルまたはその他の記述に 適

合していること、(ii) 材料および技量が良好であること、(iii) 製造または設計におけるすべての欠陥がないこと、(iv) 商品品質がすべての先取特権および障害がないこと、および (vi) 意図された目的に適合していることを保証する。売主によるこのような保証は、TI およびその顧客の利益のために実行されるものとする。売主から提供された設計に対する TI の承認は、売主が本保証に基づく義務を免れるものではない。売主の保証は、本発注書に記載された期間有効とする。または、当該期間が本発注書に記載されていない場合、保証は、TI が商品を受領した日から 5 年間、または売主が指定したより長い期間有効とする。売主は、この発注書に反する商品の出荷が、この出荷に含まれるすべての商品が、TI が提供する、またはこの発注書で参照される適用可能な要件、仕様、図面、サンプル、またはその他の記述にすべての点で適合していることを証明するものとなることに同意する。売主は、該当する仕様および図面への適合性を検証するために、製品およびその部品を対象とするプロセス制御データ、検査およびテストレポートを TI またはその権限のある代表者によるレビューおよび検査に利用できるようにする。適合証明書は、適用される仕様または図面、またはこの発注書に明記されている場合、個々の出荷に添付されなければならない。売主は、売主の費用と TI の選択により、本保証に適合しない商品について、速やかに修理、交換、または TI が支払った金額（事前の支払いを含む）に返金するものとする。不適合商品の返品に関連するすべての費用は、売主が負担するものとする。不適合商品は、売主に返送されるものとする。売主は、代替材料の入手が TI に重大な時間または納期の制約を与えることを TI が示した場合には、代替材料を前払いして送付し、売主はプレミアム輸送の費用も負担するものとする。売主が 30 日以内または TI が同意した期間内に不適合品または欠陥品を修理または交換しない場合、TI は、そのような不適合品または欠陥品の払い戻しを要求するオプションを有するものとする。売主は、TI の要求から 10 日以内にそのような払い戻しを提供する。売主からの不適合商品が TI の製造した製品に組み込まれている場合、またはそのような不適合により TI の直接的または間接的な顧客に損害が生じた場合、売主は、そのような商品（またはそれらを組み込んだ商品）の廃棄、リコールまたはその他の返品に関連して TI が被ったすべての罰金を TI に償還するものとする。

- c. サービス。売主は、サービスの実施から 5 年間、本発注書に基づいて提供されるすべてのサービスが、TI が合意した仕様および要件に従って提供されることを保証し、TI に対して表明する。この発注書に基づいて提供されるサービスと同様の性質のサービスを実施する経験豊富で有能な個人が通常行使するもの以上の、健全な専門的慣行およびスキルとケアの基準を使用する。さらに、売主は、サービスが この注文書によって意図された目的に適しており、十分であることを保証する。本サービスが本契約に定める保証に適合しない場合、売主は、TI の選択により売主の単独の費用と費用で、(i) 不適合なサービスに対して TI が売主に支払ったすべての支払いを払い戻すまで、かかるサービスを再実行するか、または (ii) 売主に支払うものとする。
- d. リエンス。売主は、TI または TI の財産に対して、先取特権または停止通知、その他の支払いまたは担保の要求（総称して「先取特権」）を提出してはならない。売主または売主の請負業者、下請け業者、その他の供給業者、またはその他の者が、契約上または支払い義務を履行しなかった、または労働、サービス、信託基金の拠出、資材、装置の支払いを怠ったと主張する者が、TI または TI の財産に対して、先取特権を作成または提出した場合 TI に提供されたサービスまたは商品のために、またはこれに関連して発生した税金、またはその他の物品、TI は、(i) 売主がそのような請求をカバーするのに十分な金額の支払いを留保または保留する権利、および/または (ii) 売主が、(a) 先取特権の請求を満たし、免責し、防御するのに十分な金額の払い戻しを受ける権利、または判決に至る権利を有する。(B) そのような不払い、不履行、損害、故障、または不履行を是正すること。および (C) TI に対して、すべての損失、責任、請求、損害、費用、及びこれに関連して発生した費用（弁護士及びコンサルタントの費用及び訴訟費用を含む）。
- e. 一般。売主は、(i) 本発注書を受諾し、本契約に基づく義務を履行するために必要な権限を有すること、(ii) 本発注書に基づく義務の履行および履行が、いかなる契約、裁判所命令、差止命令または判決の違反または違反にもならないことを表明し、保証する。(iii) 売主の事業の運営および本契約に基づき意図される商品および/またはサービスの提供に関して適用法令に基づき必要なすべての免許および許可を取得しており、(iv) 適用される移民法および労働法の下で働く場所雇用されることを許可された者のみを使用する。

12. TI プロパティ

本契約に別段の定めがない限り、売主は TI に すべての商品、図面、ダイ、パターン、工具、および 知的財産。売主はさらに、 そのような譲渡を行う権利を有することを表明し、保証する。売主は、そのようなアイテムを良好な状態で提供しなければならない。TI が売主に提供した物品は、TI が 別途合意しない限り、TI の所有物である。売主は、 これらの品目を良好な状態で保存し、 発注書の作業が 完了または終了したとき、または TI の要求に応じて、速やかに返品するものとする。売主が TI の書面による同意を得ない限り、TI が提供する、または TI への使用または納入のために売主が作成した図面、ダイ、パターン、ツールその他の物品は、TI の書面による同意を得ない限り、売主が TI を提供する以外の目的で使用してはならない。しかしながら、米国政府が TI との主要契約に基づき当該品目の権利を有する場合、 当該品目の使用が TI に書面で通知されれば、当該権利によって認められる範囲で、当該品目の政府への直接販売のための非干渉的な使用が許可される。材料、機器、図面、ダイ、パターン、その他の物品が、 本 発注書の履行のために TI から提供された場合、 その損失または損害のすべてのリスクは、売主 への出荷 から TI への再配達および受領まで売主が負うものとする。

13. 作業成果の権利

- a. 売主は、本発注書に基づく履行の過程で、発明、発見、改善、概念、有形または無形の形態、書面による資料、文書、データベース、設計、ディスク、テープ、プログラム、ソフトウェア、アーキテクチャ、ファイルおよびその他の資料（総称して「作業製品」）。著作権（マスクワーク権を含む）、特許権、意匠権、データベース権、ノウハウ権を含むがこれらに限

定されない知的財産権に関する一切の権利登録されているか否かを問わず、また、作業製品における上記（総称して「知的財産」）の申請を含む、世界中の営業秘密およびその他の機密情報およびその他の類似の権利は、開始日から TI の独占的財産となるものとする。すべての作業製品は、米国著作権法に定義されている「雇用のために働く」ものとみなされ、開始日から TI の独占的所有物となる。作業プロダクトが「雇用のための仕事」としての資格を有しない場合、いかなる場合においても、著作権を含む作業プロダクトに対するすべての知的財産権は、その開始時から自動的に TI に譲渡されるものとみなす。売主は、すべての作業製品における TI の知的財産権を譲渡し、ここに譲渡することに同意し、TI に有利な著作権者人格権を放棄する。TI は、売主が作成した作品を、TI が販売者に追加の支払いを行わずに適合すると判断する方法で使用、編集、翻訳、出版、譲渡、または販売する独占的な世界的権利を有するものとする。作業プロダクトは TI の機密情報とみなされ、TI の書面による事前の同意なしに、TI 以外の者に開示したり、売主または他の者が使用したりしてはならない。

- b. 上記にかかわらず、売主およびそのライセンサーは、有形または無形のいずれかの既存の知的財産、および本発注書の発行前に売主によって開発、取得、または準備されたすべての所有権（総称して「既存の権利」）を保持する。売主の既存の権利が、本発注書に基づき TI に提供された商品および/または作業製品に組み込まれているか、またはこれらの製品の不可欠な部分である限り、売主は TI およびその子会社および関連会社に対し、永久、ロイヤリティフリー、取消不能、全世界的、非独占的、譲渡可能なライセンス（サブライセンス権を有する）会計処理を行わずに、かかる既存の権利を配布し、表示する。売主は、本契約に基づいて TI に提供される物品および/または作業製品に組み込まれる、または統合される既存の権利を事前に TI に通知するものとする。
- c. 売主は、売主に代わって業務を遂行する従業員または第三者による本発注書に基づく業務の開始前に、当該従業員または第三者が行ったすべての知的財産に対するすべての権利が売主に帰属するような、有効かつ十分な取り決めまたは合意を有していることを表明し、保証する。

14. 偽造防止保証

- a. 売主は、本発注書で予定されている取引において、半導体、集積回路またはディスクリット回路、化学物質または金属（純粋、複合、合金を問わない）を含むがこれらに限定されない 1 つ以上のコンポーネントまたは材料を調達する必要がある場合、当該コンポーネントまたは材料の元の製造業者、またはその製造業者の認定販売業者、または TI の書面による明示的な承認を得て、他の第三者からのみ調達することに同意する。売主は、部品または材料の元の製造業者への保管の連鎖を示すために必要なすべての文書を確認し、維持しなければならない。売主が第三者を利用して、本発注書に記載された作業を完了するために売主が使用するコンポーネントまたは材料を提供する場合、売主は TI にトレーサビリティの文書を元の製造業者に提供しなければならない。売主がそのような文書を提供できない場合、売主は、既存の適用可能な業界標準に従って、そのようなコンポーネントまたは材料を検査、テスト、認証し、TI に書面で、売主がそのようにしたことを証明しなければならない。
- b. 売主が設計、開発、マーケティングを認識した場合、または合理的に疑った場合偽造品または複製された TI 製品の頒布または販売、売主は、そのような設計、開発、マーケティング、頒布または販売について、TI に書面で速やかに通知するものとする。売主は、かかる活動に関する TI の調査または問い合わせに関連して、TI に対して合理的に要求されたすべての支援およびサポートを提供する。

15. 変更

- a. TI は、この発注書の対象となる作業の図面、仕様、または指示を定期的に変更することができる。このような場合、売主は、かかる合理的な変更通知に従うあらゆる試みを行うものとする。かかる変更により売主のコストまたは履行時期が減少または増加する場合、売主は、変更通知を受領してから 5 営業日以内に、TI に対し、価格または納期の調整を求める旨を書面で通知する。両当事者は、履行のための価格と時間の調整について誠実に交渉する。そのような調整は、当事者の権限を有する代表者によって書面で合意されなければならない。
- b. 売主は、TI の書面による事前の同意を得ていない限り、製造、材料、試験、構成、またはその他の方法で形状、適合性、機能を変更したり、品質または信頼性に悪影響を及ぼすような変更を行ってはならず、仕様または要件を変更してはならない。

16. 終了、再スケジュール、および一時停止

- a. 原因による終了。TI は、(i) 売主が本規約に違反したこと（ここに記載されている倫理的行動基準を遵守しなかったことを含む）、(ii) 通常の業務における売主の業務の閉鎖または清算、(iii) 適用法令の違反を理由として、書面による通知により、いつでも本注文書またはサービスまたは商品の提供を終了することができる。四破産申立て若しくは法令に基づく救済手続でその申立ての後六十日以内に却下されないもの又は売主の財産の全部若しくは実質的に全部について管財人の選任このような契約が解除された場合、(a) 本契約に明示的に規定されている場合を除き、TI は終了日時点で売主に対してこれ以上の義務または責任を負わないものとする。(b) 売主は、TI のすべての機密情報を速やかに返却し、TI から要求された場合は、書面により証明する。(c) 売主は、TI がサービスの履行または商品の提供を第三者または TI の内部業務に移行するのを支援するために TI と誠実に協力するものとし、(d) TI は、売主に対して行われたすべての支払い（前払いを含む）の払い戻しを受ける権利を有する。

- b. 便宜上の決定。TI は、売主への書面による通知により、売主に対する責任または義務を負うことなく、いつでも理由なく、実施する作業の全部または一部を終了することができる。終了の通知があった場合、売主は TI に通知日時点での性能の完了の程度を通知し、その時点で存在する商品、作業製品、またはサービスを収集して TI に引き渡すものとする。TI は、解約の発効日までに受諾および履行された商品またはサービスについて、購入注文書に記載された価格で売主に支払う。TI には、終了に関連してこれ以上の支払い義務はない。
- c. 再スケジュールと一時停止。TI は、自らの裁量により、売主に合理的な通知を行った上で、売主に対するいかなる責任または追加の義務もなく、商品の配送またはサービスの実施の全部または一部を再スケジュールまたは一時停止することができる。
- d. 合意された納入日を満たさない場合は、契約違反とみなされ、本発注書、法律または衡平法に基づくその他の権利に加えて、TI が指定した納入日を満たさない場合、TI はこの発注書を違約金なしで取り消すことができ、TI は、売主に対して支払われたすべての支払い（前払い金を含む）の払い戻しを受ける権利を有する。

17. 責任の制限

いかなる場合においても、TI は、本発注書に基づいて提供された商品またはサービスに起因または関連して生じた特別、間接、偶発的、または結果的な損害について、TI がその可能性について通知された場合であっても、いかなる種類の直接的または間接的な利益を含むがこれらに限定されない。いかなる場合においても、本発注書に基づく商品またはサービスの購入に起因する違反または行為に対する TI の売主に対する責任は、本契約に基づき提供され受け入れられた商品またはサービスの購入価格を超えないものとする。

18. 価格

- a. 上記の第 16 条（変更）に規定されている場合を除き、TI は、適用される発注書に示された価格を上回る価格の上昇の結果として出荷された貨物の支払いを、価格の不一致が解決されるまで遅らせることができる。この時点で、以下に定める支払条件が適用される。売主が、本発注書に記載されている品目と類似する機器及び/又は材料について一般的な値下げを行った場合、本発注書に記載されている品目に類似する値下げが自動的に適用されるものとする。
- b. 正式に権限を与えられた TI の代表者による書面による明確な合意がない限り、ボクシングやカート料金を含むいかなる種類の追加料金も認められない。重量別の価格は、別途合意がない限り、該当する場合、材料の正味重量をカバーする。
- c. TI が納入および受諾した出荷に関連する価格調整または調整の請求は、請求書の日付から 12 か月以内に TI の調達担当者へ書面で提出しなければならない。この 12 か月の期間外に提出された請求は拒否される。本条項は、他のいかなる条件においても TI の権利を制限するものではない。

19. 支払条件

この発注書には、次の支払条件が適用される。

- a. 正味請求書。正味請求書は、注文書に別段の記載がない限り、または両当事者が書面で同意した場合を除き、請求書の日付から 30 日後に支払われる。
- b. 割引請求書。割引オファーの受諾は TI の裁量で行われ、割引された条件は当事者間で交渉される。
- c. 上記のすべての支払スケジュールは、TI がこの発注書の表面に示されているインコタームズに基づく商品またはサービスまたは出荷の受領に基づいている。TI は、TI が売主に支払うことができる金額と、売主が本発注書に基づき TI に支払うことができる金額を相殺する権利を有する。

請求書の要件と見積書の要件：

- (a) 請求書要件：有効な発注書番号、品目番号、該当する発注書に対応する通貨、調和関税スケジュール（HTS 番号）、および会社の税 ID 番号を含める必要がある。資材または設備にシリアル番号がある場合は、請求書に含める必要がある。TI から書面による指示がない限り、売主は単一の発注書に対応する請求書を発行する。商品およびサービスのすべての請求書は、TI が商品を受領した時点またはサービスを完了した時点で直ちに提出しなければならない。売主は、支払いポイントと注文ポイントの情報が、タイムリーな支払いを確保するために、[サプライヤーポータル](#)で維持されることを保証する責任を負う。
- (b) 見積要件：すべての見積書には、標準的な 2 文字の国コードを使用した原産国（C00）、材料の構成と適用規制への準拠を含む詳細な内容の割合、および各品目の完全な調和関税システム（HTS）コード（最低 6 桁の分類）が含まれている必要がある。売主は、正確で完全な文書を提供する責任がある。この情報を提供しないと、見積もり処理と発注書の承認が遅れる可能性がある。

20. 税金

- a. テキサス州での購入については、TI は直接給与許可証を持っており、使用税を課税当局に送金する。他の州では、TI は該当する場合に免税証明書を送付する。この発注書に基づいて購入された商品が非課税となり、その後の使用により課税される場合、TI は課税対象の州に税金を査定して支払う。

- b. 売主は、この注文書に基づく規定に起因する課税当局または政府機関によって課されるすべての税金について責任を負う。本発注書に基づき TI が支払うべき各支払いは、適用法で要求される税金の控除、源泉徴収、または相殺の対象となるものとする。該当する場合には、売主は、要求に応じて、かかる控除、源泉徴収又は相殺を防止又は最小化するために必要な適切な税務書類を TI に提供する。売り手は、この注文書に基づく規定に起因する税務当局または政府機関の VAT/GST 法に基づいて規定された有効な納税請求書を提供しなければならない。

21. 配達時間

- a. 売主は、時間がこの注文書の本質であることを認めている。売主は、納入の遅延について TI に速やかに通知する。売主は、売主が商品を配達しなかったことまたはかかる納期に作業を行わなかったことにより、TI が顧客または他者に課した違約金および損害を TI に払い戻すことに同意する。遅延した出荷は TI によって拒否され、売主の費用で売主に返却される場合がある。
- b. 書面による別段の合意がない限り、売主は、TI の納入スケジュールを満たすために必要な金額を超えて、または事前に、材料または生産の約束をしてはならない。売主の責任は、このスケジュールを遵守することであるが、TI の要求を予測することではないことである。スケジュールの前に TI に出荷された商品は、売主の費用で売主に返却することができる。

22. 不測の事態

- a. 不可抗力。売主の最善の努力にもかかわらず、売主が火災、自然災害およびその他の同様の予見不可能な原因の結果として、売主が本注文書に記載されている商品またはサービスを配達できない場合、引渡し義務は、かかる原因が存在し続ける合理的な期間（「不可抗力期間」）を超えない範囲で停止される。売主は、(i) 初期状況を速やかに詳細な書面で TI に通知し、(ii) 状況を完全に改善するための努力に関する詳細なステータスレポートを TI に継続的に提供し、(iii) 遅延による TI への影響を軽減するために利用可能なすべての合理的なリソースを展開しなければならない。TI は、不可抗力期間中に、売主に対するいかなる責任も義務もなく、第三者から商品またはサービスを調達することができる。不可抗力の期間が 45 日以上続く場合、TI は、その選択により、この注文書を責任を負うことなくキャンセルするか、または仲介条件が解除された時点で売り手に配達を再開させることができる。原材料、労働力、エネルギー又は政府が課した料金のコストの変化を含む経済的又は市場の状況の一般的な変化は、不可抗力事象、困難、重大な不利な変化、又は売主の義務の停止、終了又は再交渉のためのその他の根拠とならない。
- b. 売主は、合理的に予見可能または予防可能な状況(他の供給者による遅延または不十分な配達、人員の離職、労働争議または売主自身の人員、第三者の機器またはソフトウェアの変更を含むがこれらに限定されない)に起因する義務のいずれかを本項によって免除されない。
- c. 売主は、事業中断イベントが発生した場合に事業継続を確保するための適切な計画 (ISO 22301 準拠の継続計画など) を維持しなければならない。その計画の内容の詳細な概要を TI が要求に応じてレビューできるようにしなければならない。さらに、売主の継続計画のトリガーとなるインシデントの 24 時間以内、および TI の要請から 24 時間以内に、売主は、売主の製品および業務に対するイベントの影響、およびその影響を是正するために売主が講じている (および実施予定の) 手順を TI に通知しなければならない。その継続計画のトリガーとなる事象が発生した場合、売主は TI への供給の継続性を維持するために、計画内の関連する行動を実行しなければならない。

23. 過剰出荷

売主は、この発注書で指定された数量のみを出荷するように指示される。ただし、製造工程における積込み、出荷、梱包、または許容範囲の条件によって生じた逸脱は、この発注書の表面に示されている過剰出荷許容量に従って TI が受理することができる。手当が表示されない場合は、0% (ゼロパーセント) とする。TI は、売主の費用負担で、許容量を超える過剰出荷を返品する権利を留保する。

24. 梱包と発送の手順

- a. 発注書に記載されている本件の面で TI から別途指示がない限り、売主は、TI の仕様および/または適用される運送業者の規則に従って、出荷物が適切に梱包され、記載されていることを保証することに同意する。出荷は、TI のサプライヤ・パッキング・アンド・ラベリング・マニュアル、出荷手順、およびグローバル・ルーティング・ガイド (<https://www.ti.com/RoutingCenter> に掲載されている定期的に更新) に従って行われる。TI は、TI の Global Routing Center を通じてブッキングされていない貨物の運賃または関連する料金については責任を負わない。TI は、貨物の分類または材料の分類を提供することにより、販売者を支援することができる。売主は、TI が別途指定しない限り、貨物に保険をかけたり、価値を申告したりしない。売主は、TI から別途指示がない限り、プレミアム輸送コストを回避するために、1 モードにつき 1 つの船荷証券に毎日出荷を統合するものとする。TI と販売者間の通常の過去の慣行、または業界の標準的な慣行に対応していない貨物の場合 (たとえば、特別なハンドリング装置やエアライドサスペンションが必要な場合、重量制限値を超えた空輸、長さ 120 インチ以上、幅 56 立方フィート以上の空輸など) 売主は、特別な出荷指示のために、出荷の 72 時間前に、TI の適切な輸送部門およびこの発注書に記載されている Global Routing Center に通知することに同意する。売主は、資本製造装置については、出荷の少なくとも 10 日前に TI のグローバル・ルーティング・センターに通知するものとする。すべてのトラックの出荷は、現行の「全国自動車貨物分類関税」を使用して販売者によって分類されなければならない。各箱、木箱、またはカートンには、出荷方法に関係なく、TI の完全な住所 (郵便局のボックス番号だけでなく)、発注書および品目番号が表示される。小口貨物については、各容器にパッキングリストを添付し、その容器の内容を記載しなければならない。その他の出荷では、売主は各出荷に添付するパッキングリストを提供し、適

切な注文書とアイテム番号を参照する。船荷証券はまた、紙または電子的に送信されるかどうかにかかわらず、適切な顧客参照フィールドの注文書および品目番号を参照する。売り手は、使用されるキャリア/モードに基づいて出荷を正しく梱包する責任がある。梱包およびクレートの料金は購入価格の一部とみなされ、TI が発注書で特に要求しない限り、追加料金は発生しない。売主は、TI および TI の Global Routing Center が指定する運送業者を経由して出荷することに同意する。TI 指定の運送業者を経由して出荷しない場合、売主はデビットの誤配と運賃のチャージバックを受ける。

- b. TI が指定した金額を超えて TI または売主が負担するすべてのプレミアム輸送コストは、売主が負担するものとする。売主は、売主、荷送人、運送業者の不適切な梱包、不適切な判断、またはその他の行為または省略により輸送中に損傷したすべての貨物について責任を負う。すべての FCA オリジン出荷では、売り手は貨物回収を出荷する。受領した貨物の寸法/重量が TI の Global Routing Center に提出されて運送業者に伝達されたものと異なる場合、その結果貨物が拒否された場合、TI は、通信ミスの直接的な結果として発生した料金について責任を負わず、売主は誤配送のデビットおよび/または保管料金の対象となる。

25. 貿易コンプライアンス

- a. TI が販売者に提供する製品、サービス、その他の品目の輸出、再輸出、移転、またはこれらの諸条件に従って販売者が TI から取得した製品、サービス、その他の品目（総称して「品目」）は、米国の輸出規制および制裁の対象となる場合がある。売主は、(a) 適用されるすべての法律および規制を遵守すること、(b) 品目は、必要な政府の承認を得ることなく、米国の禁輸、制裁、または制限された目的地、個人、または団体に輸出、再輸出、販売または移転することができないこと、(c) すべての請負業者、下請け業者、売り手およびベンダーに、(a) および (b) に定められた要件を遵守することを認め、同意する。
- b. 売り手は、直接または間接的に、ロシア、ベラルーシ、またはウクライナのクリミア地域への（または使用のために）アイテムを販売、輸出、再輸出または転送しない。売主は、上記の義務に準拠している問題について TI に直ちに通知する。
- c. 必要な米国およびその他の適用可能な政府の承認が事前に取得されていない限り、売主は、(i) 軍事的な最終用途のため、(ii) 軍事エンドユーザーへ、または (iii) 核兵器、化学兵器、生物兵器またはミサイル技術の設計、開発、製造、または使用のために、アイテムを輸出、再輸出、移転、購入、または販売することはできない。その他の規制情報については、米国輸出管理規則（以下「EAR」）のパート 744 を参照のこと。すべての品目は、いずれかの宛先、最終使用、および/またはエンドユーザーが米国の外国直接製品規則の範囲内である場合、EAR の対象となることがある。
- d. 各締約国は、適用される輸出許可の要件を決定し、この発注書に基づく義務を果たすために必要な輸出及び輸入の許可を自己の費用で取得する。各締約国は、自己の費用で、第 26 条に基づく義務を履行するために必要な輸出入の承認を確保する。売主は、売主の本条への不遵守から生じるいかなる請求に対しても、被補償者（代理人および代表者を含む）を補償し、無害にする。必要な承認を得ることができない場合、または売主が本第 26 条に違反した場合、TI は、本契約条件に基づく義務を終了、取り消し、または免除することができる。TI の製品分類は便宜上のものであり、いかなる種類の表明または保証として解釈されるものではない。売主は自己のコンプライアンス義務について責任を負う。
- e. 指定インコタームを含む、本発注書に記載されている反対の事項にかかわらず、売主は、本契約に基づいて供給される商品の輸出入に関連して適用されるすべての関税、関税、賦課金および同様の費用の支払いについて単独で責任を負うものとする。売主は、TI に対して追加費用なしに、税関当局からの問い合わせへの対応、関税優遇措置の促進、または適用される輸入法規制の遵守に合理的に必要な情報を TI が要求する場合には、協力と迅速なサポートを提供するものとする。このような協力には、売主が、本契約に基づき供給されるすべての商品について、調和関税表コードおよび輸出管理分類番号を提供すること、および TI が合理的に要求することができる原産地証明書を提供することが含まれるものとする。
- f. これらの条項は、本発注書の終了またはキャンセル後も存続するものとする。

26. 記録の保管と監査

- a. 売主は、完全かつ詳細なアカウントを特定し、作成し、安全に保持し、この注文書の下で適切な財務管理、品質システム管理、文書化およびコンプライアンスのために必要または有用なすべての管理を実行するものとする。売主の記録、書籍、通信、指示、図面、領収書、下請け契約、発注書、バウチャー、メモ、およびこの発注書に関連するその他のデータ（「記録」）は、最終支払い後 3 年間、または法律で要求されるより長い期間保存されるものとする。
- b. 売主は、作成日から少なくとも 5 年間、または法律で要求されるより長い間、注文書に関連する品質および信頼性の記録を保持するものとする。最低でも、品質と信頼性の記録には、品質管理システム認証、販売者の承認と性能評価、製品の最終受け入れと信頼性の結果、プロセス/製品変更の資格、返品された材料分析と是正措置の報告などが含まれているものとする。
- c. TI は、本発注書に関連する売主のすべての記録（書面、電子的、その他の形式を問わず、保管されているあらゆる形式）および売主の業務を監査する権利を有するものとする。売主は、売主が本発注書の条件を遵守しているかどうかを監査する目的で、通常の営業時間内に、TI の内部および外部監査人に売主のオフィスおよび/または製造場所、関連する記録および物理的な品目へのアクセスを提供することに同意する。TI は、売主に対し、少なくとも 24 時間前までに、監査の意思を書面で通知するものとする。本項に基づく TI の監査権には、下請業者も含まれるものとする（下請業者は、下請業者

が下記のとおり TI の承認を受けなければならない)。売主は、下請業者との契約に TI の監査権が含まれていることを確認するものとする。

27. サプライチェーンセキュリティ

売主は、TI に商品を提供したりサービスを提供したりする際に、TI のサプライチェーン・セキュリティ要件を遵守すること、また、要求に応じて TI にサプライチェーン・セキュリティ情報を提供することに同意する。これには、売主の C-TPAT アカウント番号の提供を含む。TI が要求した場合、売主は TI が認可した輸送業者のみを使用して商品を出荷する。

28. サイバーセキュリティ

売主が TI の内部コンピュータネットワーク、それに接続されているツールおよび機器、および関連ソフトウェア（「TI システム」）へのアクセスを要求する場合、売主は <https://www.ti.com/about-ti/suppliers/supplier-overview.html> に記載されている TI のポリシー、手順、基準、および TI システムへのアクセスと使用に関するガイドライン（「TI 情報アクセスポリシー」）を完全に遵守するものとする。さらに、TI システムにアクセスできる売主の従業員、請負業者、エージェント、および下請業者（総称して「売主の担当者」）は、TI が提供する TI の情報セキュリティ意識トレーニングを完了しなければならない。TI は、本項の要件に従わない、または TI システムを誤用する売主の担当者の TI システムへのアクセスを取り消しまたは一時停止することができ、売主は、かかる取り消しまたは一時停止に起因する遅延について責任を負うものとする。売主は、TI の情報アクセスポリシーに加えて、TI が以前に合意または特定した他のすべての特定のセキュリティ慣行および要件に従うものとし、いかなる場合も、サービスに適切な商業的に合理的でない情報技術セキュリティ慣行を採用してはならない。

29. 譲渡と下請け

売主は、TI の書面による事前の同意なしに履行義務を譲渡または移転してはならず、かかる同意なしに譲渡または移転しようとした場合は無効とする。売主は、正当な権限を与えられた TI の代表者の書面による事前の同意なしに、本発注書に基づいて売主が行う作業の一部を外注してはならない。

30. 売り手の所有権の変更

売主は、売主が他の会社を買収された場合、または他の会社と合併した場合、または売主の過半数または支配持分が他の会社を取得された場合には、直ちに TI に書面で通知する。

31. オゾン層破壊物質

TI が出荷前に売主に書面による承認を与えた場合を除き、売主は、本発注書に基づき TI が供給または輸入する製品にクラス I オゾン層破壊物質（ODS）を使用または導入していないこと、またはクラス II ODS（そのような用語は 40 CFR 82.104 で定義されている）を導入していないことに同意する。正当な権限を持つ TI の担当者が ODS を含む製品または ODS を使用して製造された製品を受け入れることに同意した場合、売り手は、40 CFR 82 サブパート E に従って、そのような使用について TI に警告を表示するか、またはその他の方法で効果的に警告を発する。この規定に違反すると、TI は、製品を拒否する権利および/または 契約を終了する権利を含むがこれに限定されない、この発注書の違反に対して利用可能なすべての救済を受ける権利を有する。

32. TI が管理する化学物質および材料

売主は、TI Controlled Chemicals and Materials Specification（番号 6453792）を遵守するものとする。この仕様は 定期的に更新され、<https://cdds.ext.ti.com/ematrix/common/emxNavigator.jsp?objectId=28670.42872.32.44195> に掲載されている。

33. 紛争鉱物

売主は、TI が義務を履行したり、金、タングステン、錫、コバルトなどの紛争鉱物に関する第三者の要求に対応したりするために、TI が合理的に要求した形式で、TI に速やかに情報を提供するものとする。また、 tantalum 及びその誘導体(以下「紛争鉱物」という。)は、ドッド・フランク・ウォール街改革 消費者保護法の 1502 条及びその実施規則（定期的に改正されるもの、又はこれに類する性質の他の規則(以下、総称して「紛争鉱物規則」という。)に従って定義されている。上記には、TI に供給される、または TI に供給される売主の製品に使用される紛争鉱物の出所を決定する売主のプロセスに関する情報を TI に提供することが含まれるが、これに限定されない。

売主は、売主に適用される範囲で、紛争鉱物規則および <https://www.ti.com/about-ti/suppliers/supplier-overview.html> にある当時の TI 紛争鉱物ポリシーを遵守することに同意する。売主は、紛争鉱物がないことが第三者によって確認された調達先から紛争鉱物を調達するための方針を採用し、体制を確立する。

34. 手頃な価格保険 法

適用される範囲において、売主および 本発注書に基づいて米国でサービスを提供する売主の職員は、本発注書に基づいて TI に割り当てられた売主の職員に関連する 2010 年患者保護および手頃な価格の医療保険を適用することを含め、関連する法令および規則（総称して「ACA」）を遵守するものとする。ACA の下で必要なすべての申請をタイムリーに行う。両当事者は、売主が TI にサービスを提供するために雇用する人員のコモン・ロー使用者であり、TI ではない売主であることを理解し、同意する。しかしながら、TI が IRS によって売主の従業員の コモン・ローの雇用主であると見なされた場合、両当事者は、当事者が Treas に依存することを可能にするために必要なすべての

行動をとることに同意する。規則秒54. 4980H-4(b) (2) 売主が行った健康保険の適用範囲をTIにクレジットするためのセーフ・ハーバー（TIがこの適用範囲を提供するために事前に追加料金を支払うことを含む）。売主は、あらゆる請求、訴訟原因、罰則、税金、査定からTIを補償、防御、保護、および保護することに同意する売主が本項の要件を遵守しなかったことから（直接的または間接的に）生じる利息またはその他の金額。

35. 権利の留保

TI は、統一 商法に規定されている権利および救済を含むが、これらに限定されない、法律または衡平法上で利用可能なすべての権利および救済を明示的に留保する。

36. 放棄

TI が 本発注書の条項のいずれかを いつでも、または一定期間実施しなかった場合でも、かかる条項の放棄とはならず、TI が すべての条項を実施する権利の放棄とはならない。

37. 添付ファイル

この発注書の表に記載されている添付ファイルは、すべての目的において、この発注書の不可欠な部分であるとみなされる。当該 添付ファイルと当該添付ファイルに 記載されている用語との間に相容れない矛盾が生じた場合には、当該添付ファイルの用語が優先するものとする。

38. 政府契約条項

TI の製品は、米国政府によってよく使用されている。このような場合、TI の製品の販売には、連邦調達規則（FAR）および防衛連邦調達規則補足（DFARS）（総称して「政府調達規則」）を含むがこれらに限定されない米国政府調達規則が適用される場合がある。売主の商品および/またはサービスがそのようなTI 製品に関連して使用される場合、TI は、売主の特定の政府調達規則にフローダウンすることを要求されるかもしれない。少なくとも、売主は、48 C.F.R. § 52.244-6（商業製品および商業サービスの下請け契約。FAR 52.244-6 にも記載）および [TI の米国政府利用規約補遺](#)のセクション II に記載されている商業品目またはサービスの下請け契約に明示的に適用されることが要求される DFARS 条項に従うことに同意する。さらに、非営利の製品またはサービスの場合、売主は [TI の米国政府利用規約補遺](#)のセクション I および III に記載されている追加条件を遵守することに同意する。売主は、TI が売主の商品および/またはサービスを購入するための要件として特定したその他の政府調達規制を遵守することに同意する。

40. TI のロゴおよび名称の使用

売主は、TI の権限を有する代表者が TI のロゴおよびTI の名称を使用するために売主に明示的な許可を与えない限り、宣伝、プレゼンテーション、パンフレット、その他の媒体で TI のロゴおよび名称を使用してはならない。

41. 当事者との関係

売主は、TI に商品またはサービスを提供する際に、TI とは独立して行動している。相手方当事者の書面による事前の承認がない限り、売主は TI のために義務を引き受ける、または作成する明示的または黙示的な権利または権限を有しない。両当事者の承認された代表者によって署名された明示的な合意がなければ、TI と売主の間にパートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、雇用または代理関係はない。TI および売主の従業員は、相手方の従業員とみなされてはならない。

42. TI のサイト

TI が管理する場所に立ち入る売主の担当者は、TI のセキュリティ、安全、および施設に関するすべてのガイドラインに従うことが求められる。このような行為を怠った場合には、売主の担当者を TI のサイトから直ちに排除することができる。

43. 人工知能。

本項の目的上、「AI システム」とは、さまざまなレベルの自律性で動作するように設計された機械ベースのシステムを意味し、展開後に適応性を示し、明示的または暗黙的な目的のために、受信した入力から予測、内容、推奨、または物理的または仮想環境に影響を与える可能性のある決定などの出力生成を推測する。

売主は、AI システムを使用または組み込んだ製品またはサービスを TI に提供する前に、かかる AI システム技術の存在を書面で TI に通知し、TI が評価できるように合理的に十分な詳細、文書および指示を TI に提供することを保証する。(i) AI システムの意図された目的、および AI システムによって処理される可能性のあるデータの性質。(ii) AI システムの期待される出力および出力品質。(iii) AI システムの開発に使用される方法（第三者 AI システムの使用、販売者によるこれらの使用、統合、または変更を含む）。(iv) トレーニング方法論および技術、使用されるトレーニングデータセット、および(v) 精度、堅牢性、サイバーセキュリティおよび適用法の遵守を評価するために使用される基準に関する情報を含む。

売主は、TI の裁量により、TI が提供する売主 AI システムを有効または無効にできるようにする。売主の AI システムを無効にしても、AI システムの機能が TI に提供する製品またはサービスのコア機能であることが合意されていない限り、売主の製品またはサービスの機能が著しく低下することはない。

売主は、TI に AI システムを納入する前に、(i) 個人の健康、安全および基本的権利に対する合理的に予見可能なリスク、顧客データのセキュリティおよび完全性に対するリスクを特定および評価する、当該 AI システムに関するリスク管理システムを確立し、実装していることを保証するものとする。また、AI システムの使用目的の文脈におけるデータガバナンスに関連するリスクについては、(ii) 業界のベスト・プラクティスに沿ったリスクを排除または軽減するためのリスク管理措置を採用し、実施し、(iii) 文書化され、合理的に TI が利用できるようにする。

売主は、売主の AI システムの開発に使用されるデータに関して適切なライセンスまたは使用权を有しており、そのような AI システムが第三者の知的財産権を侵害していないことを表明する。売主はさらに、TI が売主の製品またはサービスを直接、間接的に、または TI が売主の AI システムを使用したことにより得られた出力（総称して「TI データ」）とともに売主に提供したデータは、TI が書面で要求しない限り、AI システムのトレーニングに組み込まれたり使用されたりしないことを表明する。売主 AI システムの使用に関連して売主によって処理される TI のデータに関して、売主は、かかる処理を完了するために必要な最小限の TI データのみを保持し、TI から書面で要求されない限り、他の目的には使用しない。誤解を避けるため、TI データは TI の機密情報とみなされる。売主は、TI が、売主 AI システムのすべての TI データおよび TI のチューニング、トレーニング、構成（総称して「チューニング」）に関するすべての権利、権原、利益を保持すること、および売主が TI に合意した製品またはサービスを提供する目的を除き、売主に TI データまたは売主 AI システムの TI チューニングに関するライセンスが付与されないことを認め、同意する。本項のいかなる規定も、売主の AI システムから得られる出力を使用または再利用する TI の能力を制限するものではない。

売主は、EU 人工知能法を含むがこれに限定されない、AI システムの開発、展開または使用に関するすべての適用法、規則、規制を遵守する。TI の合理的な要求に応じて、売主は TI が適用法および本条を遵守していることを証明するために合理的に必要な情報を TI に提供する。上記にかかわらず、売主は、売主が提供する AI システムの不適合または誤動作（バイアスなど）の兆候に気付いた場合、直ちに TI に通知するものとする。

更新：02.25.2026

附属書 I：
TI の子会社の適用法

国	TI の子会社	準拠法と裁判地
アジア		

中国	テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター・マニュファクチャリング・（成都）有限公司 テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター・テクノロジーズ（上海）有限公司	本利用規約の有効性、解釈および履行、および本利用規約に基づいて行われる購入は、中華人民共和国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。60 日以内に当事者が友好的に解決することができないこの注文書の条件に起因または関連して生じる論争および紛争は、いずれかの当事者の適用により、上海国際経済貿易仲裁委員会（「SHIAC」）による仲裁の対象となる。両当事者は、かかる論争および紛争のすべては、仲裁の日現在有効な委員会の仲裁規則に従って中華人民共和国の法律を適用して、上海の委員会による仲裁によって決定されることに同意する。仲裁判断は最終的であり、両当事者を拘束するものとする。
インド マレーシア シンガポール	以下の TII の子会社にのみ適用： テキサス・インスツルメンツ（インド） Pvt. Ltd.（以下「TII」） テキサス・インスツルメンツ・エレクトロニクス・マレーシア Bhd.（「tiem」）； テキサス・インスツルメンツ・マレーシア Bhd.（「TIM」） テキサス・インスツルメンツ・シンガポール（PTD） Ltd.（以下「TIS」） テキサス・インスツルメンツ・サウスイースト・アジア（PTD） Ltd.（TISEA）。	本契約に基づき紛争が発生した場合： (i) 売主がインドに主たる事業所を有する TII については、TII と売主との間で、以下の事項が適用されることを明示的に合意する。 本契約条件の有効性、解釈および履行および本契約に基づいて行われる購入は、抵触法原則に関係なく、インドの法律に準拠するものとし、当事者はバンガロールの裁判所の専属管轄権に服する。 本契約の有効性、解釈、実施又は違反を含む、本契約に起因又は関連して生じた紛争は、1996 年仲裁調停法に従って仲裁により解決されるものとする。仲裁は、両当事者が互選した単独の仲裁人によって行われるものとする。当事者が単独の仲裁人の任命について 30 日以内に合意しない場合、仲裁は 3 人の仲裁人のパネルによって行われ、各当事者が 1 人の仲裁人を任命し、2 人の任命された仲裁人が共同で議長仲裁人を任命する。仲裁の席と場所はインドのバンガロールとし、手続は英語で行われるものとする。仲裁判断は、当事者を最終的に拘束し、適用される法律に従って執行可能である。 上記にかかわらず、TII は、仲裁手続を妨げることなく、管轄権を有する裁判所に対し、暫定的、差止的又は衡平な救済を求めること

		ができる。 または (ii) 売主がマレーシアに主たる事業所を有している tiem および TIM については、TI と売主の間で、以下の事項を適用することが明示的に合意されている。本契約条件の有効性、解釈および履行および本契約に基づいて行われた購入は、抵触法の原則に関係なく、マレーシアの法律に準拠するものとし、当事者はクアラルンプールのマレーシア裁判所の専属管轄権に服する。 (iii) 売主がシンガポールに主たる事業所を有する TIS および TISEA については、TI と売主の間で、以下の事項が適用されることに明示的に合意する。本契約条件および本契約に基づいて行われる購入の有効性、解釈および履行は、抵触法の原則に関係なく、シンガポールの法律に準拠するものとし、両当事者はシンガポールの裁判所の専属管轄権に服する。 (iv) 売主が当該 TI 子会社の主たる事業所以外に主たる事業所を有している場合（米国など）、TI と売主の間で、以下の事項が適用されることをここに明示的に合意する。本利用規約の有効性、解釈および履行および本契約に基づいて行われる購入は、抵触法の原則に関係なく、米国テキサス州の法律に準拠するものとする。本契約の条項によって変更されない場合、テキサス州の統一商法第 2 条の規定がこの取引に適用される。国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン条約）は放棄されたものとみなされ、適用されない。本契約に基づき紛争が生じた場合、TI および売主は、テキサス州ダラス郡にある州裁判所および連邦裁判所の管轄権に従う。
日本	日本テキサス・インスツルメンツ株式会社	本規約の有効性、解釈および履行並びに本規約に基づく購入は、日本国法に準拠するものとする。国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン条約）は放棄されたものとみなされ、適用されない。本契約に基づき紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
フィリピン	TI（フィリピン）	本契約条件の有効性、解釈および履行および本契約に基づいて行われた購入は、抵触法の原則に関係なく、フィリピンの法律に準拠するものとし、当事者はフィリピンのバギオ市の裁判所の専属管轄権に服する。売主は他のいかなる場所も放棄する。
台湾		本規約の有効性、解釈および履行および本規約に基づいて行われる購入は、中華民国の法律に準拠し、

		これに従って解釈されるものとする。この注文書に起因または関連する紛争については、両当事者が 60 日以内に友好的に解決できない場合、中華民国台北地方法院が専属管轄権を有する。
EMEA/イスラエル		
ドイツ	テキサス・インスツルメンツ・ドイツ テキサス・インスツルメンツ・マネジメント KG テキサス・インスツルメンツ EMEA Sales GmbH	本利用規約の有効性、解釈および履行および本契約に基づいて行われる購入は、法の抵触の原則に関係なくドイツ法に準拠するものとする。国際物品売買に関する国際連合条約 (CISG) は、適用しない。本注文書に起因または関連するすべての紛争については、ミュンヘン (地方裁判所 I) を専属管轄裁判所とする。TI はまた、売主の主たる営業所で売主を訴える権利を有する。
イスラエル	テキサス・インスツルメンツ・イスラエル株式会社	本契約条件の有効性、解釈および履行および本契約に基づいて行われる購入は、抵触法の原則に関係なく、イスラエル国の法律に準拠するものとする。国際物品売買に関する国際連合条約 (CISG) は、適用しない。この注文書に起因または関連するすべての紛争の専属管轄地は、イスラエルのテルアビブ地区にある裁判所とする。TI はまた、売主の主たる営業所で売主を訴える権利を有する。
ネーデルラント	テキサス・インスツルメンツ・ホランド B.V.	本利用規約の有効性、解釈および履行および本契約に基づいて行われる購入は、法の抵触の原則に関係なく、オランダの法律に準拠するものとする。国際物品売買に関する国際連合条約 (CISG) は、適用しない。本注文書に起因または関連するすべての紛争についての専属管轄地はアムステルダムとする。TI は、売主の主たる営業所で売主を訴える権利もある。
EMEA	EMEA における TI のその他の子会社	本利用規約の有効性、解釈および履行および本契約に基づいて行われる購入は、法の抵触の原則に関係なくドイツ法に準拠するものとする。国際物品売買に関する国際連合条約 (CISG) は、適用しない。本注文書に起因または関連するすべての紛争については、ミュンヘン (地方裁判所 I) を専属管轄裁判所とする。TI はまた、売主の主たる営業所で売主を訴える権利を有する。